

- 預託等取引契約とは、事業者が消費者に対して、一定以上の期間、政令で定める物品を預かること等及び預託等に関し財産上の利益の供与又は期間経過後一定の価格での買い取りを約束し、消費者がこれに応じ物品を預けること等を約束する契約。
- 預託等取引契約には、預けておくだけで利益が出るといった「顧客誘引力」や利益を捻出できる運用ができるか否か不明な「取引破綻リスク」が内在するものであり、消費者が不当な損害を被ることがあることから、特別のルール（行政規制（罰則や行政処分で担保）＋民事ルール（クーリング・オフ、中途解約権））を規定。

1. 本法律の対象

（対象となる物品＝特定商品）

- －貴石、半貴石、真珠、貴金属（金、銀、白金など）、それらを用いた装飾用調度品、身辺細貨品
- －盆栽、鉢植えの草花その他の観賞用植物
- －哺乳類、鳥類（人が飼育するもの）
- －自動販売機及び自動サービス機
- －動物及び植物の加工品（一般の飲食の用に供されないものに限る。）で人が摂取するもの（医薬品を除く。）
- －家庭用治療機器

（対象となる施設利用権）

- －ゴルフ場利用権
- －ヨット、モーターボート、ボートの係留施設の利用権
- －語学習得のための施設の利用権

2. 法律の内容

＜行政規制＞

○書面交付義務

○不当な勧誘行為の禁止

○書類を閲覧させる義務 等

これらの義務に違反した場合は、業務停止命令又は罰則が適用

＜民事ルール＞

○クーリング・オフ

○中途解約権